

令和8年度「適合証明技術者業務講習」受講案内

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット35（中古住宅）等の依頼に基づき、書類審査および現地調査を行い、住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行うことができます。

「適合証明技術者」の登録には、登録制度の内容、意義および業務の重要性を十分認識していただくとともに、的確に業務を行っていただくための講習の受講が義務付けられていますので、必ずご受講ください。

1. 主催者 共催：一般社団法人長崎県建築士事務所協会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
協力：独立行政法人住宅金融支援機構
 2. 受講対象者 以下①②両方の条件を満たす方
 - ① 建築士事務所に所属する建築士であること
 - ② 既存住宅状況調査技術者資格をお持ちであること
(今年度受講予定の方は2027年2月末までに証明書を提出願います)
 3. 講習 オンライン講習
 - 第1期 令和8年8月5日(水)～8月18日(火)
 - 第2期 令和8年9月16日(水)～9月29日(火)
 - 第3期 令和8年10月28日(水)～11月10日(火)
 - 第4期 令和8年12月9日(水)～12月22日(火)いずれかの期間内
講習時間 約3時間30分(理解度確認チェック含む)
受付日程によりご希望の受講期間が承れない場合がございます。
- ◆ Webカメラについて
受講時にWebカメラを使用した顔認証(生体認証)を行いますので、Webカメラがない場合受講できません。以下のWebカメラが使用できるかご確認ください。
- パソコン内蔵のカメラ
 - 外付けカメラ(30万画素以上で認識するWebカメラ)
 - モバイル端末のカメラ(スマートフォン、タブレット等)
- ◆ 推奨環境について
以下のURLから、最新の推奨環境をご確認ください。
[Cloud Campus サイト] <https://cc.cyber-u.ac.jp/function/#environment>
※注意事項もございますので、詳細はHP掲載の「オンライン講習について」を必ずご確認ください。
4. CPDについて 建築CPD情報提供制度の認定プログラムとなる予定です。
 5. 受講期間 令和8年7月1日(水)～令和8年9月30日(水) 必着(郵送受付)

6. 郵送先 一般社団法人長崎県建築士事務所協会
〒850-0874 長崎市魚の町 3-33 長崎県建設総合会館 4F
TEL 095-826-7010 登録番号 T1310005000616

7. 申込方法
- ① 登録申請書 (A4版で作成)
 - ② 確認書 (A3版で作成)
 - ③ 受講申込書 (A4版で作成)
 - ① ~③の書式はHPにてダウンロードすることができます
 - ④ 都道府県知事または指定事務所登録機関が発行した建築士事務所登録を証する書類の写し
 - ⑤ 登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し
 - ⑥ 登録予定建築士のカラー写真(縦3.0cm、横2.4cm) 1枚(オンライン講習の為)(無帽、無背景、正面(胸部より上部分)、撮影6ヶ月以内のもの、白黒不可、デジタルカメラのプリント写真可、スナップ写真不可)
 - ⑦ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等の公的機関発行の写真付き資格者証等、本人の氏名と写真が確認できる書類の写し
 - ⑧ 2027年4月1日以降有効な既存住宅状況調査技術者講習の修了証明証または資格者証の写し
(今年度受講予定の方は受講予定を証明できる書類を提出ください。資格取得後は必ず2027年2月末までに証明書の写しの提出をお願いします。
書類が確認できない場合、「適合証明技術者登録証明書」を交付できません。)
 - ⑨ 登録に要する費用を振り込んだ控え
 - ⑩ 受講券当送付用返信封筒(送料分の切手を貼付したもの)

[振込先] 下記費用をご確認の上、指定口座へお振込み願います
※振込手数料は各自ご負担ください
十八親和銀行 桜町支店 普通 292786
シャ)ナガサキケンケンチクシジムシヨキョウカイ
(一社)長崎県建築士事務所協会

※金融機関発行の受領証を受講料領収書に代えさせていただきます。
上記をすべてご用意の上、受付期間内に簡易書留にてご郵送ください。

8. 登録に要する費用 [登録料・受講料(テキスト代含む)]
- ① 1年間の登録 24,200円(税込み) 登録料 7,700円、受講料 16,500円
 - ② 2年間の登録 31,900円(税込み) 登録料 15,400円、受講料 16,500円
 - ③ 3年間の登録 39,600円(税込み) 登録料 23,100円、受講料 16,500円

注意事項

1. 登録予定建築士本人以外は受講できません。
2. オンライン講習期間内に受講されなかった場合、「登録証明証」は甲府されません。受講を完了しない場合も同様です。
3. 「登録証明書」は、2027年3月中旬以降、登録機関事務局から技術者宛てに簡易書留で郵送。
4. 納入された受講料は返金いたしません。